

大阪市水道局告示第22号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
水工房	大阪市鶴見区徳庵1丁目1番4－106号	令和7年 3月31日
株式会社each planning	大阪府寝屋川市打上中町13番5－1004号	
株式会社涼和	大阪市西淀川区百島1丁目1番7号	
株式会社JR西日本テクノス	大阪市北区豊崎3丁目19番3号	
株式会社Anestエンジニアリング	大阪市西区新町1丁目2番13号	
メロー住設	京都府木津川市木津宮ノ内1番地21	
株式会社インプループ	大阪府堺市中区田園578番地	

（水道局工務部給水課）